

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

国民年金

〈問合先〉岐阜南年金事務所
☎273-6161

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、11月上旬に日本年金機構本部から郵送されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。10月1日以降に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に郵送されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された方は、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに郵送された控除証明書を添付し、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のことは、岐阜南年金事務所へおたずねください。

いい みらい

11月30日は「年金の日」です!

厚生労働省では、「国民お一人お一人に高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、ご自身の年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか。

岐阜南年金事務所では、休日年金相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

【相談日時】11月30日(日) 午前9時30分～午後4時

【相談場所】岐阜南年金事務所(岐阜市市橋2-1-15)



消防署 火の用心
羽島郡広域連合 ☎388-1198

火災予防運動が 始まります!

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動が実施されます。

寒さが日に日に増し、冬に近づくこの季節は空気が乾燥します。また、火を使う機会が増えることから、火災も多く発生する季節でもあります。皆さんは、日ごろからどのような火災予防に心掛けられていますか。火災は皆さんのちょっとした気配りで減らすことができます。

次の項目を参考にして少しでも火災に対しての防火意識を高めましょう。

- ①寝タバコは、絶対にやめましょう。
- ②家の周辺に燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ③ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消しましょう。
- ④子供の手の届く所に、マッチやライターを置かないようにしましょう。
- ⑤電気器具を使用しない時はスイッチを切り、コンセントをプラグから抜いておきましょう。
- ⑥外出前、就寝前には、必ず火の元を確認しましょう。
- ⑦逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

これらのことを少し頭の片隅に置いていただいて、大切な家族、財産を火災によって失わないよう、出来る事から実行していきましょう。

